

休暇制度改善（21年4月1日より）

不妊治療休暇の取扱いについて

1 承認事由

医師の行う妊娠のために必要な治療行為等（原因特定のための検査を含む）を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合

2 承認期間及び単位

(1) 6日の範囲内で必要と認められる期間
分割して取得することも可能

(2) 休暇は日又は時間を単位とする。
休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、残日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を使用できる

3 休暇の取得 手続

(1) 休暇を取得する場合は、総務事務システムに必要事項を入力
承認権者の承認を得る

(2) 事由の確認については、医師の診断書等の提出は義務づけない
基本的には承認権者が個別に判断する

4 留意事項

(1) 不妊や不妊治療に関することは、プライバシーに属することであるため、管理職は休暇の申請や相談があった場合でも、プライバシーの保護に十分配慮する

(2) 不妊治療（原因特定のための検査を除く）は、引き続き私傷病休暇の対象となるが、私傷病休暇の承認に当たっては、「不妊治療連絡カード」（厚生労働省ホームページ掲載）の提出によって、治療の実施時期が確認できることから、その期間内は休暇の申請・承認において、その都度、診断書等の根拠資料の確認は不要である
当該カードにより業務上の配慮が必要とされている場合には、その内容に十分留意する